

医 事 課

1. 医師、歯科医師の行政処分等について

(1) 医師等に対する再教育研修に係る弁明の聴取について

平成19年度から、医師及び歯科医師の行政処分対象者に厚生労働大臣が再教育研修受講を命ずることとなったが、被処分者にとっては不利益処分となるため、処分に先立って弁明の聴取を行う必要がある。

行政処分対象者の意見の聴取等については、かねてより御協力いただいているところであるが、これに加えて、再教育研修に係る弁明の聴取も行って頂きたい、引き続き御協力をお願いする。

(2) 不適切な行為のあった者に対する処分について

医療関係資格者として不適切な行為のあった者に対する処分について、平成14年12月、医道審議会医道分科会において「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」により今後とも厳正な態度で臨むこととしている。各都道府県におかれては、医療関係資格者の倫理に関する意識の昂揚について、引き続き、御協力をお願いする。

(3) 医療関係資格者の行政処分対象事案の把握等について

医療関係資格者の行政処分対象事案の把握については、かねてより御協力いただいているところであるが、情報入手の適正化の観点から平成16年より医師及び歯科医師が刑事事件の被疑者として起訴された場合及び判決が出された場合に、法務省から当省に対し、医師の氏名、事件の概要等の情報が提供されることとなっている。

このため、法務省から提供のあった情報を含め、各都道府県に判決書の入手等を依頼することとしているので、引き続き御協力をお願いする。

また、その他の医療関係資格者の対象事案の把握及び判決書の入手等については、従前の取扱いと同様である。

2. 医師等の資格確認について

(1) 医療機関、保健所等における資格確認について

医療機関等において、医師、歯科医師及びその他の免許資格職種を採用する場合は、免許証等の原本により資格を有していることの確認を求めているほか、保健所等において、免許証の再交付申請があった場合は、厳密に本人確認を行うよう求めているところである。

しかしながら、偽造した医師免許証又は看護師免許証の写しを使用して、無資格者が長年にわたり医業等を行っていたため逮捕されるという事例が昨年も発生しており、誠に遺憾である。

医師等の資格確認については、昭和47年1月19日付医発第76号、昭和53年3月20日付医発第289号及び昭和60年10月9日付健政発第676号により通知しているところであるが、今後このような事例が発生することのないよう、医療関係職種の採用の際には免許証の原本確認を十分行うよう関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し、指導されたい。

また、医師、歯科医師については、平成19年4月から厚生労働省ホームページ上で運用を開始した「医師等資格確認検索システム」

(<http://licenseif.mhlw.go.jp>) も活用するなどにより適正な資格確認を行うよう徹底願いたい。

(2) 免許申請書の取扱いについて

免許に係る事務については、個人に関する情報を扱うものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）においては「保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（第6条）」旨規定されており、各都道府県個人情報保護条例においても同趣旨の規定が置かれているところであるので、都道府県から国への申請書の進達は郵送とするなどの一層の管理体制整備を図られたい。

3. 医師臨床研修制度について

(1) 臨床研修プログラムの弾力化について

平成21年度開始の臨床研修プログラムより、臨床研修の質の向上を図りながら、現行の研修プログラムを弾力化し、臨床研修分野や研修期間を見直すことが可能かどうかについての基礎資料を得ることを目的に、大学病院を対象に「臨床研修プログラムに関するモデル事業」（以下「特別コース」という。）を実施することとした。

特別コースについては産婦人科、小児科など著しい医師不足を生じ地域医療に影響している診療科を中心に行うこととしており、40大学において124プログラムの特別コースが設定されている。

(2) 研修医の地域定着を図るための取組について

自治体の中には、医学生を対象とした奨学金制度を設け、医師免許取得後、指定する地域や病院で臨床研修を行うことを奨学金の返還免除の条件としているところがある。このような奨学金の貸与を受けている医学生（以下「自治体支援医学生」という。）などに対し平成20年7月開催の医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の議論や8月開催の「医師臨床研修制度に関する説明会」における自治体からの意見を踏まえ、平成20年度における研修医の地域定着を図るために自治体が行う取組について整理し、お知らせした。

なお、平成21年度以降の研修医マッチングに関しては、今後医師臨床研修マッチング協議会において、自治体支援医学生に対する取扱いを検討することとしている。

(3) 医師臨床研修制度のあり方等に関する検討会

医師臨床研修制度について、より質の高い医師を養成する観点から、臨床研修制度及び関連する諸制度等のあり方を検討するため、作年9月より、文部科学省及び厚生労働省合同で、「臨床研修制度のあり方等に関する検討会」を立ち上げ、計6回わたり検討を重ね、平成21年2月18日の検討会において、見直しの方向性が取りまとめられた。

制度の見直しの基本的な考え方については、

- ① 研修医の将来のキャリア等に応じた研修が可能となるよう、研修プログラムを弾力化すること。
- ② 卒前・卒後の一貫した医師養成を目指して臨床研修の質の向上を図ること。
- ③ 研修医の地域分布の適性化など地域の医師不足問題に対応することとされている。

また、具体的な見直しの方向としては、

- ① 必修診療科は内科（6か月以上）、救急（3か月以上）にとどめ、原則として1年目に実施。

- ② 従来必修とされた科目（外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科）は選択必修とし、この中から2診療科を選択する。
 - ③ 研修2年目に、地域医療研修（1か月以上）を必修とする。
 - ④ 研修医の適正配置を誘導するため、都道府県別の募集定員の上限を設定する。
 - ⑤ 各病院の定員は、研修医の受入実績等を踏まえ、医師派遣実績等も勘案して設定。
 - ⑥ 臨床実習の充実を図るなど、医学教育のカリキュラムの見直しを行う。
- 等とされている。。

この検討会の意見を踏まえ今後早急に詳細を詰め、平成22年度に研修を開始する研修医から適用したいと考えているので、各都道府県におかれては、円滑かつ着実な実施に向けてご協力をお願いしたい。

(4) 臨床研修に係る補助金

平成21年度予算案では、医師臨床研修費補助金は対前年度同の161億円を計上した。

この中では、医師不足がより深刻な地域や産科・小児科・救急医療等に貢献する臨床研修病院等の研修経費に対する支援の充実に加え、新たに外部講師の招へいに必要な経費等を計上している。

4. 医師の勤務環境の改善について

勤務医の過重労働を軽減するために、平成20年度当初予算において「医師交代勤務等導入促進事業」を創設し、更に勤務医の負担軽減を図るための方策として、平成20年度第一次補正予算において「短時間正規雇用支援事業」及び「医師事務作業補助者設置支援事業」を平成21年度事業の前倒しとして導入し、引き続き平成21年度予算案においても、事業拡大を図るために必要な予算を計上したところである。

また、女性医師の離職防止・復職支援を図るため、平成20年度に「女性医師復職研修支援事業」を創設したところであるが、今般、更に事業の強化を図ることを目的とし、平成21年度予算案において、都道府県に設置する窓口において医師や医療機関等からの相談等に応じる事業を追加した「女性医師復職研修・相談事業」へと事業の拡大を図った上で、必要な予算を計上したところである。

これらの事業については、都道府県からの要望が強かったものであり、今後、各都道府県において必要な財源を確保することにより、積極的な活用を図っていただきたい。

(1) 医師交代勤務等導入促進事業

産科・小児科を中心に病院勤務医の過重労働の軽減が重要な課題であることを踏まえ、医師の勤務環境の改善を図るため、退職医師・開業医等を活用し、交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院に対して、これらの勤務体制の導入に必要な経費を補助するものである。

(2) 短時間正規雇用支援事業（別添概要図 医－1 参照）

「短時間正規雇用」の導入により、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図るよう、代替職員の雇い上げに必要な経費を補助するものである。

(3) 医師事務作業補助者設置支援事業（別添概要図 医－2 参照）

医師の業務負担を軽減するため、医師に代わって書類記載、検査予約等オーダーリングシステムへの入力などを行う医師事務作業補助者の設置・充実を図るために必要な経費を補助するものである。

(4) 女性医師復職研修・相談事業（別添概要図 医－3、4 参照）

出産・育児や離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、

各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図るために必要な経費を補助するものである。

また、社団法人日本医師会へ委託している「女性医師支援センター事業」において、相談窓口業務を担う相談員の養成講習会を行うこととしており、当該事業との連携を図りつつ、事業の拡大を図っていくこととしている。